

# 警報、特別警報発令時における授業の取り扱い

## 暴風雨に関する取り決め

- ①午前7時現在、大阪市内に暴風、大雨、洪水警報のいずれかが発令されている場合は、自宅で待機すること。
- ②午前11時までに、大阪市内に発令されていた上記警報すべてが解除された場合、午後から授業を行う。
- ③午前11時現在、大阪市内に上記警報のいずれかが引き続き発令されている場合は、午後の授業は休講とする。
- ④授業開始後に、大阪市内に上記警報が発令された場合は、その後の気象状況を判断し、以後の授業を中止とすることがある。
- ⑤大阪市内に警報が発令されず、居住地区に警報が発令されている場合も、上記①～③に準ずる。

※休校または休講により授業に遅れが生じた場合、後日補講を行うことがある。